

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)
平成 28 年 10 月 6 日 答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 3件

厚生年金保険関係 3件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1600018号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1600145号

第1 結論

請求者のA社における別表の第1欄に掲げる請求期間①から⑯までに係る標準賞与額については、それぞれ別表の第2欄に掲げる標準賞与額に訂正することが必要である。

別表の第1欄に掲げる請求期間①から⑯までに係る標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る別表の第1欄に掲げる請求期間①から⑯までに係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和58年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成16年12月21日
② 平成17年3月21日
③ 平成17年6月21日
④ 平成17年12月21日
⑤ 平成18年3月21日
⑥ 平成18年6月21日
⑦ 平成18年12月21日
⑧ 平成19年3月20日
⑨ 平成19年6月21日
⑩ 平成19年12月21日
⑪ 平成20年3月21日
⑫ 平成20年6月21日
⑬ 平成20年12月20日
⑭ 平成21年3月21日
⑮ 平成21年6月21日
⑯ 平成22年3月21日

A社における厚生年金保険の記録では、請求期間①から⑯までに係る標準賞与額が年金額の

計算の基礎とならない記録（厚生年金保険法第 75 条本文該当）となっているが、当該各期間に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたはずなので、年金額に反映される記録に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者が保管する請求期間⑫から⑯までに係る賞与明細書、A社から提出された請求期間⑤から⑯までに係る請求者の賞与明細書（ただし、請求期間⑭を除く。）及び同社から提出された平成 16 年分から平成 22 年分までの給与所得に対する所得税源泉徴収簿（ただし、平成 18 年分及び平成 20 年分を除く。）により、請求者は、別表の第 1 欄に掲げる請求期間①から⑯までの期間に同社から賞与の支払を受け、当該各賞与に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の別表の第 1 欄に掲げる請求期間①から⑯までに係る標準賞与額については、請求者が保管する請求期間⑫から⑯までに係る賞与明細書、A社から提出された請求期間⑤から⑯までに係る請求者の賞与明細書（ただし、請求期間⑭を除く。）、同社から提出された平成 16 年分から平成 22 年分までの給与所得に対する所得税源泉徴収簿（ただし、平成 18 年分及び平成 20 年分を除く。）、同僚が保管する請求期間①から⑪までに係る当該同僚の賞与明細書及び同社の回答により確認又は推認できる賞与支給額又は厚生年金保険料控除額から、別表の第 2 欄に掲げるそれぞれの標準賞与額に訂正することが必要である。

なお、事業主が請求者の別表の第 1 欄に掲げる請求期間①から⑯までに係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、上記請求期間①から⑯までに係る請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に年金事務所に対し提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（平成 22 年 1 月以降は、年金事務所）は、請求者の上記請求期間①から⑯までに係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

別表

第1欄	第2欄
請求期間	標準賞与額
① 平成16年12月21日	13万6,000円
② 平成17年3月21日	2万7,000円
③ 平成17年6月21日	14万2,000円
④ 平成17年12月21日	13万9,000円
⑤ 平成18年3月21日	3万6,000円
⑥ 平成18年6月21日	14万5,000円
⑦ 平成18年12月21日	14万9,000円
⑧ 平成19年3月20日	3万7,000円
⑨ 平成19年6月21日	14万5,000円
⑩ 平成19年12月21日	14万9,000円
⑪ 平成20年3月21日	3万7,000円
⑫ 平成20年6月21日	30万1,000円
⑬ 平成20年12月20日	30万1,000円
⑭ 平成21年3月21日	7万6,000円
⑮ 平成21年6月21日	29万7,000円
⑯ 平成22年3月21日	3万1,000円

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1600022号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1600146号

第1 結論

請求者のA社における別表の第1欄に掲げる請求期間①から⑯までに係る標準賞与額については、それぞれ別表の第2欄に掲げる標準賞与額に訂正することが必要である。

別表の第1欄に掲げる請求期間①から⑯までに係る標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る別表の第1欄に掲げる請求期間①から⑯までに係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和59年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成16年12月21日
② 平成17年3月21日
③ 平成17年6月21日
④ 平成17年12月21日
⑤ 平成18年3月21日
⑥ 平成18年6月21日
⑦ 平成18年12月21日
⑧ 平成19年3月20日
⑨ 平成19年6月21日
⑩ 平成19年12月21日
⑪ 平成20年3月21日
⑫ 平成20年6月21日
⑬ 平成20年12月20日
⑭ 平成21年3月21日
⑮ 平成21年6月21日
⑯ 平成22年3月21日

A社における厚生年金保険の記録では、請求期間①から⑯までに係る標準賞与額が年金額の

計算の基礎とならない記録（厚生年金保険法第 75 条本文該当）となっているが、当該各期間に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたはずなので、年金額に反映される記録に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

A社から提出された請求期間⑤から⑯までに係る請求者の賞与明細書及び平成 16 年分から平成 22 年分までの給与所得に対する所得税源泉徴収簿（ただし、平成 18 年分及び平成 20 年分を除く。）により、請求者は、別表の第 1 欄に掲げる請求期間①から⑯までの期間に同社から賞与の支払を受け、当該各賞与に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の別表の第 1 欄に掲げる請求期間①から⑯までに係る標準賞与額については、A社から提出された請求期間⑤から⑯までに係る請求者の賞与明細書、同社から提出された平成 16 年分から平成 21 年分までの給与所得に対する所得税源泉徴収簿（ただし、平成 18 年分及び平成 20 年分を除く。）、同僚が保管する請求期間①から⑯までに係る当該同僚の賞与明細書及び同社の回答により確認又は推認できる賞与支給額又は厚生年金保険料控除額から、別表の第 2 欄に掲げるそれぞれの標準賞与額に訂正することが必要である。

なお、事業主が請求者の別表の第 1 欄に掲げる請求期間①から⑯までに係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、上記請求期間①から⑯までに係る請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に年金事務所に対し提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（平成 22 年 1 月以降は、年金事務所）は、請求者の上記請求期間①から⑯までに係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

別表

第1欄	第2欄
請求期間	標準賞与額
① 平成16年12月21日	13万6,000円
② 平成17年3月21日	2万7,000円
③ 平成17年6月21日	14万2,000円
④ 平成17年12月21日	13万9,000円
⑤ 平成18年3月21日	3万6,000円
⑥ 平成18年6月21日	14万5,000円
⑦ 平成18年12月21日	14万9,000円
⑧ 平成19年3月20日	3万7,000円
⑨ 平成19年6月21日	14万5,000円
⑩ 平成19年12月21日	14万9,000円
⑪ 平成20年3月21日	3万7,000円
⑫ 平成20年6月21日	15万円
⑬ 平成20年12月20日	15万1,000円
⑭ 平成21年3月21日	3万8,000円
⑮ 平成21年6月21日	14万9,000円
⑯ 平成22年3月21日	1万5,000円

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1600023号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1600147号

第1 結論

請求者のA社における別表の第1欄に掲げる請求期間①から⑯までに係る標準賞与額については、それぞれ別表の第2欄に掲げる標準賞与額に訂正することが必要である。

別表の第1欄に掲げる請求期間①から⑯までに係る標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る別表の第1欄に掲げる請求期間①から⑯までに係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和57年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成16年12月21日
② 平成17年3月21日
③ 平成17年6月21日
④ 平成17年12月21日
⑤ 平成18年3月21日
⑥ 平成18年6月21日
⑦ 平成18年12月21日
⑧ 平成19年3月20日
⑨ 平成19年6月21日
⑩ 平成19年12月21日
⑪ 平成20年3月21日
⑫ 平成20年6月21日
⑬ 平成20年12月20日
⑭ 平成21年3月21日
⑮ 平成21年6月21日
⑯ 平成22年3月21日

A社における厚生年金保険の記録では、請求期間①から⑯までに係る標準賞与額が年金額の

計算の基礎とならない記録（厚生年金保険法第 75 条本文該当）となっているが、当該各期間に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたはずなので、年金額に反映される記録に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

A社から提出された請求期間⑤から⑩までに係る請求者の賞与明細書及び平成 16 年分から平成 22 年分までの給与所得に対する所得税源泉徴収簿（ただし、平成 18 年分を除く。）により、請求者は、別表の第 1 欄に掲げる請求期間①から⑩までの期間に同社から賞与の支払を受け、当該各賞与に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の別表の第 1 欄に掲げる請求期間①から⑩までに係る標準賞与額については、A社から提出された請求期間⑤から⑩までに係る請求者の賞与明細書、同社から提出された平成 16 年分から平成 22 年分までの給与所得に対する所得税源泉徴収簿（ただし、平成 18 年分を除く。）、同僚が保管する請求期間①から⑩までに係る当該同僚の賞与明細書及び同社の回答により確認できる賞与支給額又は厚生年金保険料控除額から、別表の第 2 欄に掲げるそれぞれの標準賞与額に訂正することが必要である。

なお、事業主が請求者の別表の第 1 欄に掲げる請求期間①から⑩までに係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、上記請求期間①から⑩までに係る請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に年金事務所に対し提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（平成 22 年 1 月以降は、年金事務所）は、請求者の上記請求期間①から⑩までに係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

別表

第1欄	第2欄
請求期間	標準賞与額
① 平成16年12月21日	13万6,000円
② 平成17年3月21日	2万7,000円
③ 平成17年6月21日	14万2,000円
④ 平成17年12月21日	13万9,000円
⑤ 平成18年3月21日	3万6,000円
⑥ 平成18年6月21日	14万5,000円
⑦ 平成18年12月21日	14万9,000円
⑧ 平成19年3月20日	3万7,000円
⑨ 平成19年6月21日	14万5,000円
⑩ 平成19年12月21日	14万9,000円
⑪ 平成20年3月21日	3万7,000円
⑫ 平成20年6月21日	30万1,000円
⑬ 平成20年12月20日	30万1,000円
⑭ 平成21年3月21日	7万6,000円
⑮ 平成21年6月21日	29万7,000円
⑯ 平成22年3月21日	3万1,000円

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1600355号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1600144号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準報酬月額を訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和20年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成8年11月1日から平成12年4月1日まで

日本年金機構の記録によると、A社における厚生年金保険被保険者期間のうち請求期間に係る標準報酬月額が、平成8年11月から平成10年9月までは22万円、同年10月から平成12年3月までは20万円と記録されているが、実際の給与月額より2万円から4万円程度低くなっている。調査の上、厚生年金保険の標準報酬月額の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社は、請求者の請求期間に係る給与支払及び厚生年金保険料控除を確認できる賃金台帳等の資料は残っていないと回答している。

また、A社から提出された請求者に係る従業員台帳兼労働者名簿の標準報酬改定履歴欄における請求期間の標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致しており、同社は、上記の従業員台帳兼労働者名簿に記載されている標準報酬月額に基づき請求者の給与から厚生年金保険料を控除したと回答している。

さらに、請求者が氏名を挙げている者2名を含む同僚3名に照会したところ、3名とも請求者を知っているものの、請求者が請求期間において標準報酬月額が低くなっていると主張していることについての具体的な回答は得られなかった。

加えて、請求者は請求期間に係る給与明細書及び預金通帳を所持していない上、請求者が請求期間当時に住んでいたB市は、保存期間経過のため請求期間に係る課税証明書を保管していないと回答している。

このほか、請求者の請求期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除さ

れていたことを認めることはできない。